

資料 3

NPO活動交流センター管理運営業務

企画提案審査要領

令和 4 年 2 月
岩 手 県

NPO活動交流センター管理運営業務 企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「NPO活動交流センター管理運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、公募型プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 提案があった業務の内容が優れていること	基本方針 ・成果目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動の現状や課題認識を十分に有しているか。 ・ 「いわて県民計画」を十分に理解しているか。 ・ 成果目標・ビジョンが、明確で、具体的にイメージできる内容であるか。 	10点 評価5 ×倍率2	60点
	4 委託業務の内容 (1)～(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの事業の目的や意義を的確に理解した内容であるか。 ・ 成果目標・ビジョンにつながる効果的な内容であるか。 ・ 新規性・先進性がある内容であるか。 ・ 全県への波及に向けた具体的な内容であるか。 ・ 連携・協働の相手が具体的にイメージできるか。 ・ 事業について、十分な情報発信を計画しているか。 ・ 団体（応募グループにあっては代表団体ほか構成員）の有する強みを活かした内容であるか。 ・ 市民活動関係者だけでなく、広く県民、企業、行政等、多様な主体の参画や協働の促進が期待される内容であるか。 	35点 評価5 ×倍率7	
	4 委託業務の内容 (4)、(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者の利便が図られ、県民やNPO等の積極的な利用を促進する内容であるか。 ・ 複数施設の特徴を活かし、有機的につなぎ運営する内容であるか。 ・ 災害発生時、関係機関と連携をとれる体制・ネットワークがあるか。 	15点 評価5 ×倍率3	
2 運営を適正かつ確実に実施	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的・安定的な事業を実施しているか。 ・ 事業運営上必要なネットワークを持っているか。 	10点 評価5 ×倍率2	30点

する能力を有していること	人的体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO活動交流センター及び県民活動交流センターそれぞれの機能を、十分に活かす運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・ 業務に関して必要な知識と経験を有した職員を、適した業務に配置する計画であるか。 ・ 法令を遵守し、危機管理、環境保全を踏まえた運営ができる体制であるか。 ・ 県との協働で進める意義・役割を理解した体制であるか。 	10点 評価5 ×倍率2	
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に類する事業で良好な実績を有しているか、または、良好な運営が期待できるか。 	5点 評価5 ×倍率1	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業の内容がNPO活動交流センターの設置目的、業務方針に適合しているか。 ・ 自主事業具体的で実現可能な企画提案で、経費の積算内容が妥当か。 ・ その他、特に優れた点があるか。 	5点 評価5 ×倍率1	
3 見積りが適正であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の範囲内で見積りが行われているか。 ・ 積算単価、数量が適正かつ経済的であり、提案内容との整合性等がとれているか。 	10点 評価5 ×倍率2	10点	
合計			100点	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等により審査を行う。提案者の出席によるプレゼンテーションを実施する。ただし、状況に応じては書面審査を行うこととする。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。原則として、各委員の評価点の合計が満点の6割以上の団体を「業務委託を確実に履行できる能力を有している者」と認めることとする。
- (3) 上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、委員会で審議を行う。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	点数
非常に優れている	5
優れている	4
問題ない (中位点)	3
やや問題あり (一部修正が必要)	2
問題あり (大幅修正が必要)	1
採用できない	0